



葛飾区行政評価委員会 第1回全体会

「行政評価委員会の概要について」

政策経営部 政策企画課

令和元年6月27日

目次

1 行政評価制度の概要	2
2 行政評価委員会の概要	7

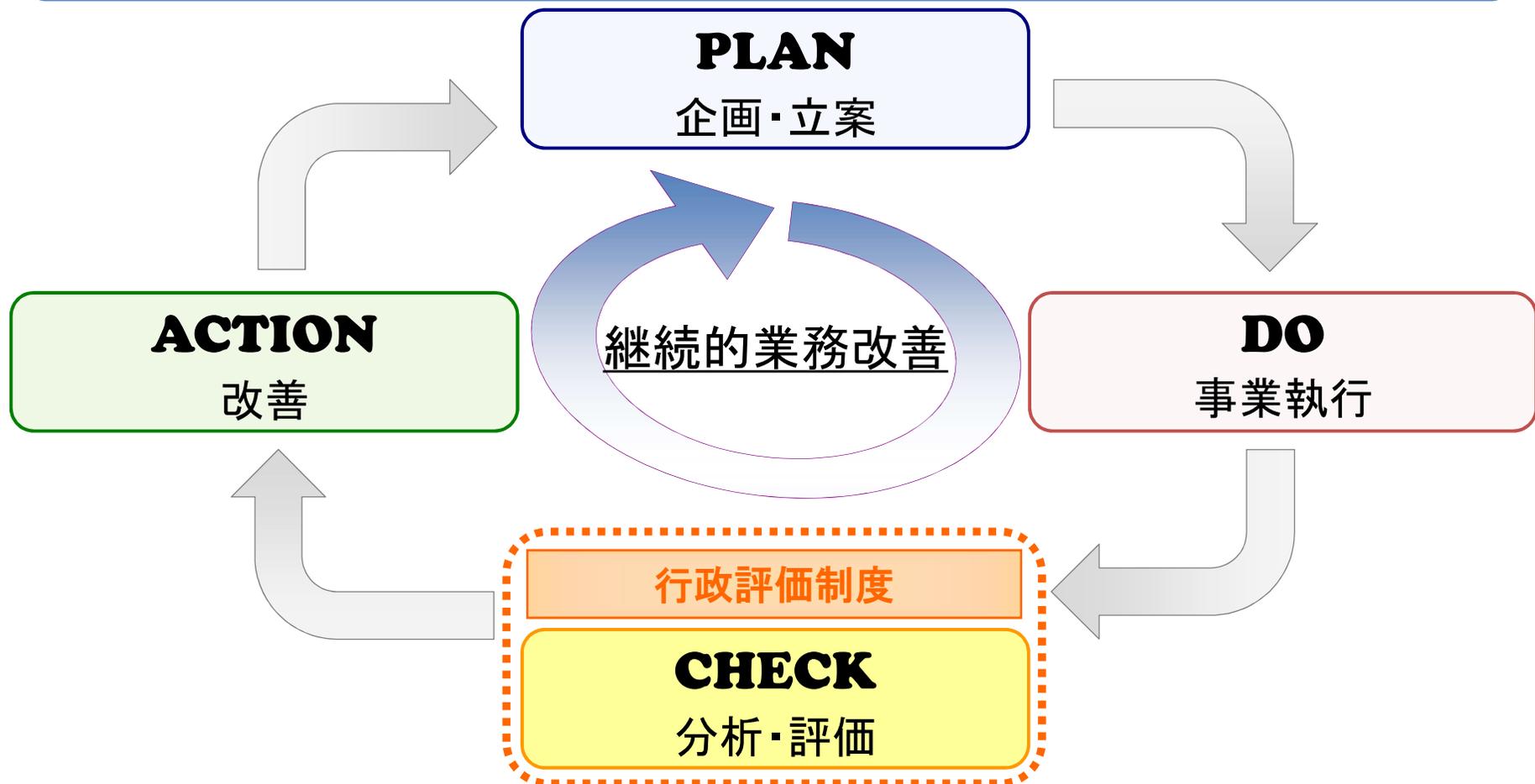
1 行政評価制度の概要
行政評価制度とは

行政評価制度とは

- 区の仕事が「誰のために」「何を目的」としたものなのか、
目的・目標を明確にしながら、
その仕事が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を
客観的に評価していくものです。

1 行政評価制度の概要 PDCAサイクル

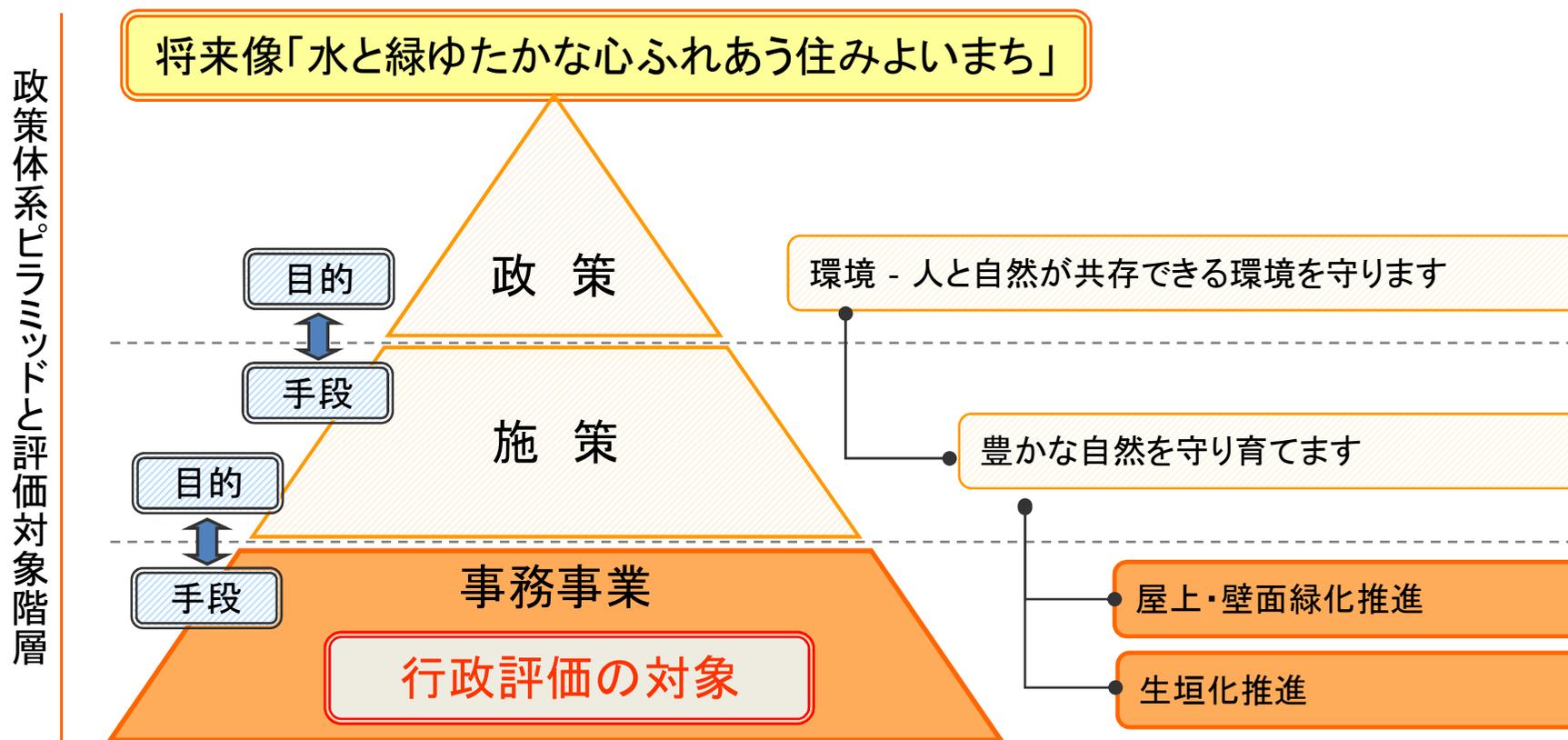
- 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である“CHECK(分析・評価)”の機能を担っています。



1 行政評価制度の概要

行政評価制度の対象

- 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、“事務事業”を対象として行政評価を実施しています。
- 原則として、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)を対象として、実施状況やコストの把握を行っています。
- 前年度(今年度は平成30年度)に実施した事務事業が対象です。



1 行政評価制度の概要

評価対象事務事業

- 葛飾区の行政評価制度において「分析・評価」を実施するのは、全事務事業（一部庶務的な事務等は除外）のうち、区が「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業です。
- 区が実施する947事務事業のうち、区が「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業は、482事務事業あります。
- 以下の基準により、「成果の向上・改善の余地が大きい」事務事業に該当するかどうかを判断しました。

該当するもの

- 成果指標(※)を設定できる事業
 - 事務事業目的の達成のために、見直しの余地が大きい事業
(例)・区が実施するイベント系の事業
 - ・相談・助言関連事業
 - ・指定管理事業(指定管理者公募の1年前のみ評価)
 - 課題を抱えている事業
- ※成果指標・・・事務事業の目的をどの程度達成できているかを客観的に測るための指標

該当しないもの

- 毎年度方針を見直すことが困難な事業
(例)・高齢者・障害者への物品助成等の助成事業
 - ・イベントの助成事業
 - ・物品の維持管理事業
 - ・街づくり事業
- 事業を実施すること自体が課題解決に直結し、事業内容の見直しの余地が小さいもの
(例)・表彰、貸付、調査、補償、保険関連の事業

該当／非該当の区分は、状況変化に応じて見直します。

1 行政評価制度の概要

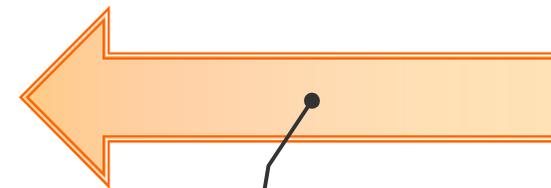
自己評価と外部評価

- 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- 自己評価は、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)についての評価を各所管部で行うのに対し、外部評価は、各部が課題があるとして選定した事務事業について、区民のみなさんで構成される、行政評価委員会で評価を行います。

評価の流れ	評価主体	概要	実施時期
自己評価	所管部	全事務事業について、実施状況の把握や実績の分析・評価を行います。	5～7月
外部評価	行政評価委員会	行政評価委員会のみなさんに、区民の代表として評価を実施していただきます。	6～8月
公表	—	確定した評価結果は、区公式ホームページ等で公表します。	10月

2 行政評価委員会の概要 設置目的と概要

- 区が抱える課題について、区民の視点から評価を得ることで、事務事業の効果的・効率的な課題解決を図ることを目的として、行政評価委員会を設置しています。
- 行政評価委員会は区長からの諮問を受け、成果向上策や改善策の検討を行い、諮問に対する答申を行います。



区民のみなさんの日常の視点から評価をし、成果向上策や改善策の検討をしていただきます。



2 行政評価委員会の概要 令和元年度の評価対象事務事業

➤ 今年度の評価対象事務事業は、平成30年度の行政評価委員会委員を対象として実施したアンケートの結果を踏まえ、区として評価していただきたい事務事業の中から、以下の基準により区が選定し、決定しました。

- ①事務事業の方向性について、評価を得たいもの
- ②事務事業の実施内容について、評価を得たいもの
- ③事務事業の実施方法について、評価を得たいもの

分科会	評価対象事務事業名	所管部	所管課
第一分科会	家具転倒防止対策	地域振興部	地域防災課
	葛飾産野菜販売経路拡大支援事業	産業観光部	産業経済課
	放置自転車総合対策	都市整備部	道路管理課
第二分科会	障害者週間行事	福祉部	障害者施設課
	20歳代・30歳代健康診査	健康部	健康づくり課
	日光林間学園運営	教育委員会事務局	学校施設課

2 行政評価委員会の概要 行政評価委員会の全体スケジュール

- ▶ 約2か月にわたって分科会にて事務事業評価を行い、第2回全体会において、評価結果を区長に答申します。
- ▶ 第3回全体会では、答申に対する区の実施内容を報告します。

日程	会議名	内容
6月27日	第1回全体会	委員委嘱、行政評価委員会に関する説明等 本日
7月上旬～8月下旬	全12回の分科会 (6回×2分科会)	6事務事業の評価(3事務事業×2分科会)
8月28日	第2回全体会	答申内容の確定、区長への答申
2月上旬頃	第3回全体会	答申内容をふまえた区の実施内容報告

2 行政評価委員会の概要 分科会での評価の流れ

- 行政評価委員会では、2つの分科会に分かれて、全6回の分科会の中でそれぞれ3事務事業の評価を実施します。
- 事務事業ヒアリングを行った後、事務事業評価を実施します。評価結果は第6回分科会で答申案として取りまとめます。
- 答申は第2回全体会において確定します。

1 事務事業ヒアリング

所管課が作成した資料や所管課からの説明、質疑応答などを通して、事務事業についての理解を深めます。事務事業によっては視察も行います。

2 事務事業評価

事務事業の実績状況や今後の改善策について、委員会で議論を行います。

3 答申案のとりまとめ

意見を分科会の答申案として取りまとめます。

各分科会で取りまとめた答申案は、第2回全体会において確定します。

令和元年度 行政評価委員会評価表

事業名	ぜん息児水泳教室	担当部	健康部
		担当課	地域保健課

基本情報

施策番号	0101	施策	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します
------	------	----	--------------------------------

事業の目的	水泳をすることによりぜん息の症状の改善につなげていくことを目的とする。また、本事業への参加をきっかけとして、水泳以外にも定期的に運動を続けるなど継続した体力づくりにつなげる。
-------	---

実施内容	<p>■ 事業内容 ぜん息を持つ区内在住の小学生を対象に、保護者を対象に知識普及のための講演を実施するものとして、水泳教室を実施すること</p> <p>■ 経緯 平成17年度から事業開始。当初は区が委託する水泳指導員が指導 平成20年度から民間事業者(スポーツクラブ)に業務委託 ※ 区は参加者の募集及び決定を行う。事業の実施については、医師や看護師の配置、会場(プール)の提供を含め民間事業者(スポーツクラブ)に委託している。</p> <p>■ 実施状況 【募集方法】医療機関へのポスターの掲示(450枚)、区ホームページ掲示、区内全小学校にリーフレット配布(22,000枚) 【対象者】ぜん息を持つ区内居住の小学校1年生~6年生 【募集数】45人(応募多数の場合は抽選) 【費用】参加費の自己負担無し(保険料は自己負担) 【時期】6月~3月 毎週月曜日(施設休館日)年間36回 【プログラム】泳力により3~4グループに分け、専任コーチが泳力の向上を指導する。一定期間に泳力を確認し上級のクラスに行く。 【実施場所】セントラルウェルネスクラブ京成小岩(所在地:葛飾区鎌倉4-2-1) 【講演】子どもがプールに入っている間に、保護者に対して、専門医を招いてぜん息の検査や診断、発作時の対応と発作を起こさないための治療、環境整備の重要性、健康の管理などについて講演を行っている。</p>
------	--

実績情報

成果指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	満足度	「事業に参加した満足度」	%	目標	90	95	95	95
			実績	85	95	92		
			目標					
			実績					
実績の評価・分析	<p>本事業は平成20年度から民間事業者(スポーツクラブ)に委託して実施している。参加者の「事業に参加した満足度」については「たいへんよかった」「よかった」と回答した割合が、85%~95%と、満足度の高い事業となっている。</p> <p>参加者数について、平成27年度は目標値を下回っているが、これは、実施場所が青戸から江戸川区との境、鎌倉に変更になったためと思われる。また、平成27年度以降は会場が固定化しているため再参加者が多くなっている。なお、参加者に占める再参加者の割合は、直近の数値で66%である。</p>							

活動指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	参加者数	参加者数		人	目標	1,040	1,040	1,134
実績					864	1,124	1,087	
開催日数	開催日数		日	目標	36	36	36	36
				実績	36	36	36	
				目標				
				実績				

行政評価委員にわかりやすい表現で記載してください。

所管課が考える大まかな方向性を、「改善」「廃止」から選択してください。

これまでの実績値をふまえ、令和元年度の目標値を設定してください。

成果指標及び活動指標について、所管課がどのように評価・分析を行ったかを記載してください。

今後の方向性 事業選定の際に選択した選定基準の番号を選択してください。 資料4-②

評価の視点	①方向性 ②実施内容 ③実施方法	<p>ぜん息を持つ児童数の総数は減少傾向にある中、罹患率は約4%と大きく変化していないが、罹患率全体から見れば本事業への参加者の割合は5.6%に留まっている。ぜん息を持つ児童は区内全域にいる一方、競争入札により同一事業者が受託しているため本事業の開催場所に偏りがあり、再参加者の割合も高い。より多くの新規の児童が本事業に参加できる仕組みづくりが必要である。</p> <p>また、参加者に継続した体力づくりへの動機づけを行うための仕組みについてもご意見をいただきたい。</p>
所管課の目録	改善	<p>区内複数か所で水泳教室を開催するなどの工夫をすることで、より多くの新規の児童が本事業に参加できる体制を整備していきたいと考えている。</p> <p>また、水泳教室の成果について、受託事業者から児童と保護者に報告をする仕組みを作ることで、児童や保護者に対して継続的な体力づくりへの動機づけを行える体制を整備していきたいと考えている。</p>

所管課が、行政評価委員会で評価してもらいたいと考える点を記載してください。

所管課が考える大まかな方向性を踏まえ、取り組んでいきたい事項を詳細に記載してください。

コスト内訳(決算)(千円)

項目	28年度	29年度	30年度	コストの主な内訳
収入				
特定財源	0	0	0	
国庫支出金	0	0	0	
都道府県支出金	0	0	0	
その他	3,030	2,759	3,053	公害健康被害予防事業助成金(独立行政法人環境再生保全機構)
一般財源(a)	379	379	391	

事業費	28年度	29年度	30年度	
直接事業費(b)	3,014	2,743	3,044	
委託費	2,850	2,538	2,850	ぜん息水泳教室実施委託費
消耗品費	47	47	44	ピークフロー測定用マウスピース
手数料	94	125	125	主治医意見書作成手数料
通信運搬	23	33	25	主治医意見書・決定通知書送付等
職員人件費(c)	395	395	400	
人件費	395	395	400	
再雇用職員	0	0	0	
間接費(d)				
調整額(e)	33	45	48	
減価償却費	0	0	0	
金利	0	0	0	
退職給与引当	33	45	48	
(控)コスト対象外	0	0	0	
トータルコスト(f=b+c+d+e)	3,442	3,183	3,492	

コストの主な内訳について簡潔に記載してください。

29年度と30年度を比較し、コスト増減が大きなものについて主な理由を記載して

単位あたりコスト	28年度	29年度	30年度	コスト増減の理由
単位の定義	延べ参加者数(人)			
実績数値(g)	864	1,124	1,087	
単位あたり区単コスト(a/g)	438.66円	337.19円	359.71円	平成30年度は前年に比較して、延べ参加者が減少したため、単位コストが上がった。
単位あたりコスト(f/g)	3,983.80円	2,831.85円	3,212.51円	

行政評価委員会評価表のコスト内訳について

項目		説明
収入	①国庫支出金	年度中に収入した国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金の決算額を記載しています。
	②都道府県支出金	年度中に収入した都負担金・都補助金・都委託金の決算額を記載しています。
	③その他	年度中に収入した使用料・手数料・受託事業収入・基金繰入金等、①及び②以外の特定財源の決算額を記載しています。
	④一般財源	内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」－（①「国庫支出金」＋②「都道府県支出金」＋③「その他」）です。
支出	⑤直接事業費	各年度の決算額を記載しています。
	⑥職員人件費	内訳は、⑦「人件費」＋⑧「再雇用職員」です。
	⑦人件費	正規職員及び再任用職員の人件費です。 「人」欄には、正規職員と再任用職員の合計人数を記載しています。 「千円」欄には、正規職員数及び再任用職員数について、それぞれの人数に、それぞれの人件費単価を乗じた額の合計額を記載しています。
	⑧再雇用職員	再雇用職員の人件費です。 「人」欄には、再雇用職員の人数を記載しています。 「千円」欄には、再雇用職員数に人件費単価を乗じた額を記載しています。
	⑨間接費	⑤「直接事業費」に含まれていない専門非常勤職員・臨時職員・人材派遣等の活用に係る決算額を記載しています。
	⑩調整額	内訳は、⑪「減価償却費」＋⑫「金利」＋⑬「退職給与引当金」－⑭「コスト対象外」です。
	⑪減価償却費	建物取得費用の90%を耐用年数（50年）で除した額を記載しています。
	⑫金利	事務事業の資金調達に特別区債を活用し、未完済の場合に、未償還金に課される金利額を記載しています。
	⑬退職給与引当金	正規職員の退職給与引当です。 正規職員数に退職給与引当単価を乗じた額を記載しています。
	⑭コスト対象外	年度中に発生した建物の取得費用及び貸付金該当額を記載しています。
⑮トータルコスト	内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」＋⑩「調整額」です。	

単位あたりコスト	特定の単位に対してどの程度のコストを要したかを把握するためのものです。
①単位の定義	単位あたりコストを算出するための、「単位の定義」を記載しています。
②実績数値	①「単位の定義」の実績値を記載しています。
③単位あたり区単コスト	単位あたりどの程度の一般財源を投入したかを把握するために設定しています。
④単位あたりコスト	単位あたりどの程度のコストを要したかを把握するために設定しています。

項目名	内容説明
委員報酬	1. 執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の報酬 2. 付属機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬
非常勤職員報酬	上記以外の非常勤職員の報酬
社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労働者災害補償保険料、児童手当拠出金等
一般賃金	第1種臨時職員の賃金及び労働者の労賃並びにそれらの加給
報償費	発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金（弁護士の手当料、原稿料、原画料等）、香華料及び弔慰金等、区民税等の納期前納付奨励金、徴税実態調査費、賞賜金、買上金等
費用弁償	区議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員等に対して、その職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、実費弁償の性格を持つ。
普通旅費	職員の旅費に関する条例等に規定する旅費（日額旅費、赴任旅費及び乗車券・回数券等をもって旅費の支給に代える場合を除く）
消耗品費	事務用品等消耗品（物品名鑑の分類による、2万円未満の物品）
印刷製本費	印刷費—文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状等 製本費—伝票、帳簿、書類等の製本代等
修繕料	物品の修繕、整備、戸車、ドアノブ、蛇口等の軽易な補修、バッテリーの充電料、畳の取替、綿の打ち直し、消火器の薬品詰替え、自動車の整備料等
賄費	診療所の患者、保育園、老人ホーム、保護施設等における賄用材料及び飲食物購入費、非常炊出し
燃料費	動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費
光熱水費	電気、ガス、上下水道使用料（計器類の借上費を含む）
食料費	会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費
通信運搬費	郵便料（切手、はがき、小包、速達料等）、電信料（電報料、電話料、電話加入料等）、運搬料（物品・動物・汚物等の運搬料、人の輸送料等）
広告料	宣伝勧奨広告料（新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・停留所・浴場等の広告掲示料、スライド映写料、折込広告料、放送料＜制作費を含む＞、アドバルーン、電光ニュース等）
手数料	特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。公金取扱手数料、地方債取扱手数料、売捌手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、登記手数料、自転車防犯登録手数料、庁舎等清掃（単発で行う受水槽・高架水槽の清掃含む）等
筆耕翻訳料	筆耕料（浄書、印書料、謄写原紙・タイプ原紙の製版料等）、翻訳料、速記料、手話通訳料等
保険料	動産・不動産の火災保険料、自動車損害賠償保険料等
委託料	調査委託料、装飾委託料、芸能委託料、測量委託料、映画・ビデオ製作委託料、設計及び監理委託料、映写委託料（映画館で行うものは含まず）、埋火葬委託料、各種設備保守委託料（消火設備、電気設備、空調設備、電話交換機、ボイラー、浄化槽、エレベーター、自動ドア等）、警備業務委託料
自動車借上料	自動車借上料（有料道路通行料、駐車料金を含む）
使用料及び賃借料	入場料、施設使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、特許権・著作権使用料、土地・家屋（敷金含む）、会場、船舶（20t以下の小船含む）
工事請負費	土木工事、建築工事等で、新たな構造物・設備等を設置するもの及び現状の施設機能を向上させるもの。また、1件130万円（消費税含む）以上の建物・設備の復旧、改修及び増設等。
原材料費	工食用、生産用、修繕用、改造用、職業訓練用の原材及び材料。セメント、鋼材、砂利、木材（足場用資材、型枠材料を含む）、自動車、船舶、機械、器具等の部品。
権利購入費	地方自治法第238条第1項第4号及び5号の規定によるもの及び借地権の購入
土地購入費	土地及び土地の定着物の購入
備品費	物品名鑑による2万円以上の備品の購入。（軽易な据付費を含む。）
負担金	各種協議会、講習会等の分担金、会費。職員共済組合業務費負担金、電気・ガス・水道等工事負担金等
補助金	地方自治法第232条の2による補助金等
交付金	互助組合交付金（特別のみ）、敬老祝金、他自治体等に対する災害見舞金、示談金等任意の見舞金
扶助費	生活保護法、児童福祉法、結核予防法及び学校給食法、教育奨励等による支出金
貸付金	生業資金、育英資金等の貸付金
償還金	公債償還金、借入金の返済金、国庫支出金返納金（延滞料含む）、過誤納金の還付金等
積立金	基金、その他の積立金
公課費	地方公共団体が、一般私人と同様に公租公課を支払う場合の経費
繰出金	一般会計と特別会計間の予算充用、基金への繰出等

行政評価委員会評価表の項目について

1 「今後の方向性」における評語について

(1) 評価の視点

所管課が事業を選定する際に、以下の3つの基準を使用しています。

①・・・事務事業の方向性について、評価を得たいもの

- ※ 成果指標の実績値が低下している等、事務事業目的が達成されていない事業
- ※ 他課において類似事業が実施されている等、他の事業により事務事業目的が達成できる事業
- ※ 予算措置を伴う等、積極的な事業拡大を検討している事業等

②・・・事務事業の実施内容について、評価を得たいもの

- ※ 長年、同一の形態で事業を実施しており、今後の事業展開に課題を抱えている事業
- ※ 環境の変化等により、区民サービス向上のための新たなサービス内容が求められている事業等

③・・・事務事業の実施方法について、評価を得たいもの

- ※ 活動指標の実績値が低下している等、事務事業目的を達成するための効果的な実施方法が求められる事業等

(2) 所管課の見解

所管課が考える大まかな方向性について、以下の2つの評語を使用しています。

改善・・・ 事務事業目的達成に向けて、何らかの見直しを検討し、実施していくもの

- ※ 方向性を大きく変更する事業
- ※ 実施内容の拡大や縮小、再構築を図る事業
- ※ 実施方法の充実や効率化を図る事業等

廃止・・・ 事業を廃止するもの

- ※ 果たす役割がすでに終了している事業等

2 「コスト内訳」における人件費について

(1) 業務量の算出について

各課が所管する事務事業の業務量を算出するために「業務量クロス表」を作成しています。

職員ごとの合計業務量が 1.00 となるように、各事務事業の業務量を配分しています。

(2) 例：下表から事務事業Aの人件費を算出した場合

$$0.70 \text{人} \quad \times \quad 7,900 \text{千円} = 5,530 \text{千円}$$

(業務量) (平均人件費単価) (人件費)

	職種	事務事業A	事務事業B	事務事業C	事務事業D	事務事業E	庶務事務	各職員ごと計
職員A	事務	0.20	0.10		0.40	0.30		1.00
職員B	事務	0.40			0.30	0.30		1.00
職員C	事務	0.10		0.20	0.30		0.40	1.00
職員D	事務		0.80				0.20	1.00
	事業ごと計	0.70	0.90	0.20	1.00	0.60	0.60	4.00

【実績コストの推移】

(千円)

	28年度	29年度	30年度
正規職員平均人件費単価	7,900	8,000	7,900
再任用職員平均人件費単価	3,800	4,500	4,600
再雇用職員平均人件費単価	2,500	2,600	2,500
退職給与引当単価	900	950	1,000

葛飾区基本計画における施策体系

資料4-⑥

政策	施策	施策番号	
1	健康—生涯にわたり健康に暮らせるようにします		
	01	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します	0101
	02	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	0102
	03	生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします	0103
	04	食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします	0104
2	医療—必要な医療を受けられるようにします		
	01	医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします	0201
	02	心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします	0202
	03	医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします	0203
3	衛生—衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します		
	01	感染症の発生や拡大を抑制します	0301
	02	食品の安全を推進します	0302
	03	医療と医薬品の安全を推進します	0303
	04	生活環境の衛生を維持します	0304
4	高齢者支援—高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします		
	01	高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします	0401
	02	高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします	0402
	03	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします	0403
5	障害者支援—障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします		
	01	障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します	0501
	02	障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します	0502
	03	発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します	0503
6	子ども・家庭支援—安心して子どもを産み育てられるようにします		
	01	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	0601
	02	子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	0602
	03	仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	0603
	04	子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします	0604
7	低所得者支援—生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします		
01	生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします	0701	
8	地域福祉—支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします		
	01	福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします	0801
	02	支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります	0802

政策	施策	施策番号	
9	地域街づくり—区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります		
	01	計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします	0901
	02	駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします	0902
	03	地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	0903
	04	住生活の安定と向上を促進します	0904
	05	地域を良好な住環境にします	0905
10	防災・生活安全—災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします		
	01	災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	1001
	02	災害に対した確な対応と迅速な復旧ができる体制にします	1002
	03	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	1003
	04	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	1004
	05	正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします	1005
11	交通—安全かつ快適に移動できるまちにします		
	01	交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします	1101
	02	違法な駐車・駐輪を少なくします	1102
	03	歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします	1103
	04	踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します	1104
12	公園・水辺—多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します		
	01	区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします	1201
	02	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	1202
13	環境—人と自然が共存できる環境を守ります		
	01	環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します	1301
	02	豊かな自然を守り育てます	1302
	03	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	1303
	04	温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します	1304
	05	ごみのない、きれいで清潔なまちにします	1305
	06	発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします	1306
	07	環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます	1307
14	産業—産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します		
	01	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	1401
	02	区内の事業所が安定的に経営できるようにします	1402
	03	産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります	1403
	04	区民のキャリアアップと就労を支援します	1404

政策	施策	施策番号
15	観光—まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします	
	01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします	1501
	02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします	1502
16	人権・平和・ユニバーサルデザイン—区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます	
	01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします	1601
	02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	1602
	03 すべての人にとって使いやすいデザインやしくみが随所に取り入れられるようにします	1603
17	地域活動—区民の地域活動への参画のすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます	
	01 地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようにします	1701
	02 利用しやすい地域活動の拠点を提供します	1702
18	文化・国際—地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります	
	01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します	1801
	02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります	1802
19	学校教育—子どもの基礎学力の向上を図り、自ら考え判断できる生きる力を育てます	
	01 基礎的な学力の向上を図り、生きる力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます	1901
	02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします	1902
	03 運動を通じて体力を養い、心身ともに健康で健やかな体を育みます	1903
	04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます	1904
20	地域教育—学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	
	01 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします	2001
	02 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります	2002
	03 家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします	2003
21	区民学習—生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします	
	01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	2101
	02 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします	2102
22	スポーツ—生涯にわたりスポーツに親しめるようにします	
	01 多様なスポーツの機会を提供します	2201
	02 スポーツを支える基盤を整備します	2202

葛飾区行政評価委員会の評価結果

評価対象事務事業名	エイズ・性感染症対策	所管課	健康部 保健予防課
-----------	------------	-----	--------------

項目		提言内容
実績状況	成果	<p>・東京都におけるH I V感染症及びエイズ患者の報告件数は、依然として年間400件から500件あり、また、梅毒患者は近年急増しており、過去の病気ではない。エイズ・性感染症の検査の必要性は高まっていると言える。</p> <p>・平成28年度を除き、本区でのH I V陽性者の医療機関紹介率は100%であることから、検査陽性者を早期発見し、適切に医療機関につなげるという本事業</p> <p>評価表に記載されている過去3年間の指標及びコスト状況などの実績状況を踏まえ、総合的に評価し、具体的な内容を提言します。</p>
	コスト	<p>・感染の危険性を十分に周知するには、印刷製本費のコストが低い。特に、若年層向けの啓発用配付物に対しては、一定程度のコストを掛けても良いのではないかと。</p> <p>・近年の梅毒患者急増に対して、コストを掛けてでも、区として対策を行っていくべきである。</p>
今後の方向性		<p>改善</p> <p>【普及啓発】</p> <p>・若年層のみならず、中高年層も対象に、感染の危険性をしっかりと周知する必要がある。また、日本ではまだ、啓発冊子の普及が不十分である。</p> <p>・過去の病気ではないと認識しているため、啓発冊子の配布を介したチラシの配付等の工夫が必要である。また、紙媒体の他、区ホームページに啓発冊子の内容等を掲載してはどうか。</p> <p>・現在のパンフレット等の内容には難しい単語も含まれていることから、中学生・高校生用に平易な内容のパンフレット等を作成すべきである。また、若年層向けの取組みとして、スマートフォン等のコンテンツを活用した周知や匿名性を確保したメール相談窓口の開設等を検討してはどうか。</p> <p>【健康教育】</p> <p>・健康教育実施校数を増やすためには、若年層への正しい知識の啓発がいかに重要であるかを学校側にアピールするとともに、葛飾教育の日を活用した講演会の実施等を検討する必要がある。また、性教育や薬物乱用防止等の保健体育の授業の中で、エイズ・性感染症の危険性についても取り入れるよう学校側へ依頼すべきである。</p> <p>行政評価委員会が考える大まかな方向性を、「改善」「廃止」の評語から選択します。</p> <p>実績状況や多角的視点による分析等を踏まえ、事務事業の今後の方向性や改善策について、具体的な内容を提言します。</p> <p>調査に変更 調査方法を変 状況等を検証 することも視 野に入れて検討すべきである。</p>